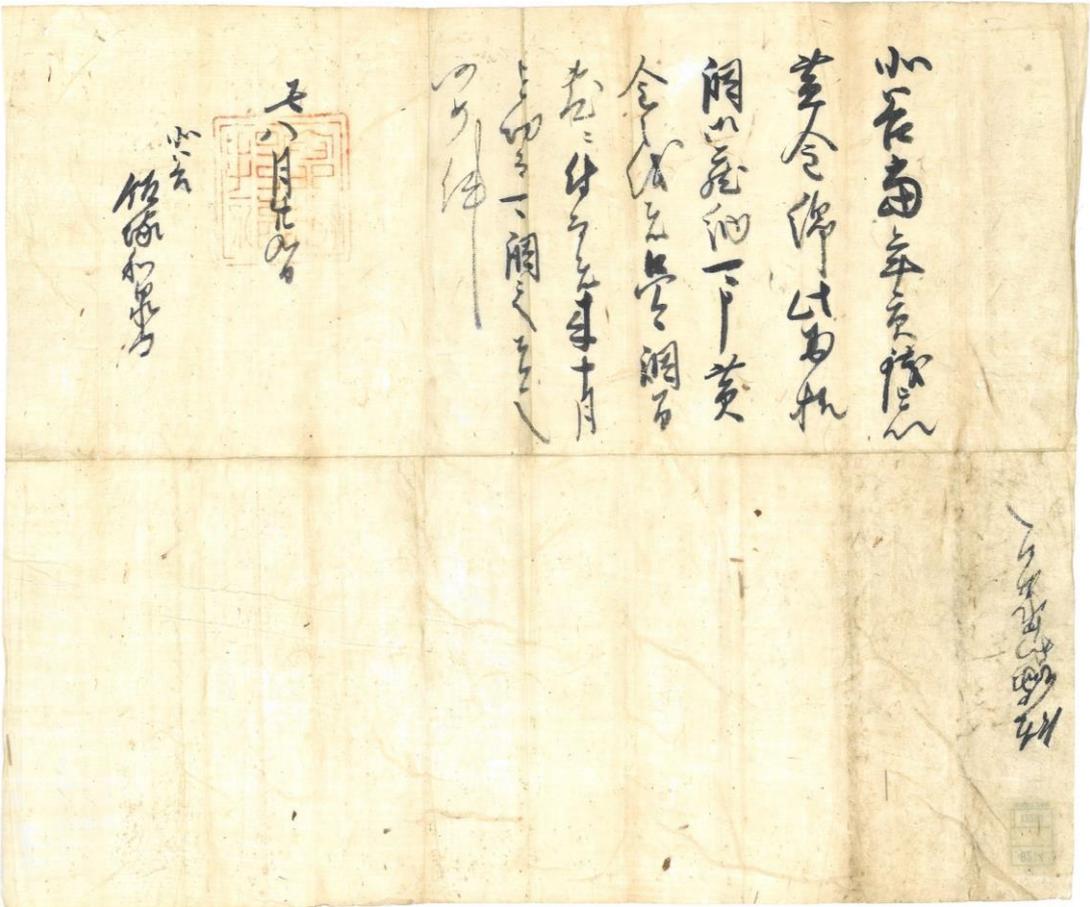


【8】北条氏邦朱印状 (丑11天正十七年…一五八九年)

(藤岡市・飯塚家文書 P八二二四 No.一二三九三)



《釈文》

(ウ八書)

「飯塚和泉守殿」

北谷当年貢錢を以

黄金・綿此両様

調、御蔵納可レ申、黄

金之儀者、只今調間

敷二付而者、来十月

を切而、可レ調レ之者也、

仍如レ件、

丑

八月廿九日

朱印

(翁邦挹福)

北谷

飯塚和泉守

《読み下し》

(ウ八書)

「飯塚和泉守殿」

北谷の当年貢錢を以って黄金・綿此の両様を調(ととの)へ、御蔵納申すべし、黄金の儀は、只今調へ間敷に付いては、来る十月を切って、之を調ふべき者なり、仍って件のごとし、

丑

八月廿九日

朱印

(翁邦挹福)

北谷

飯塚和泉守

《用語》

【ウ八書】①書状、書物、箱などの表面に宛名(あてな)、名称、外題(げだい)などを書くこと。また、その文字。おもてがき。

【北谷】三波川流域の呼称。現在の藤岡市三波川。戦国期には飯塚氏や根岸氏など「北谷衆」と呼ばれる土豪がいた。

【當年貢銭】この年の年貢銭。当時の税制は貫高制で、土地や所領の規模、負担能力などの表示に銭(貫文)を用いていた。土地・所領の貫高(かんだか)は、年貢や軍役の賦課基準となった。

【黄金】どこかで産出した金か

【綿】真綿、木綿(もめん)などの総称。衣類、布団などに用いる。古くは蚕(かいこ)から製する真綿(絹綿)を用いたが、戦国時代から江戸時代にかけて植物のワタから製する木綿綿(木綿)が普及した。

【調(ととのえ)】用意する。支度する。準備する。調達する。調製する。

【御蔵納】北条氏の米倉へ収納する御蔵入地(直轄地)の年貢米。直轄地で北条氏の「御蔵」に納入する年貢のこと

【丑】天正十七年Ⅱ西暦一五八九年。

【飯塚和泉守】はじめ飯塚六左衛門尉、のち飯塚和泉守を名乗る。天正八年から長井政実の被官(家臣)となり、長井氏没落後は北条氏に従い、一時北条氏邦家臣の猪俣邦憲の被官になる。

【印文「翁邦挹福(きゆうほううふうく)」の朱印】北条氏邦(一五四一もしくは一五四三〜一五七九年)の用いた朱印。氏邦は武蔵国天神山・鉢形、上野国箕輪の城主。北条氏康の四男。永禄元年(一五五八)頃藤田泰邦娘との婚姻によって藤田家の家督を継承。同七年天神山城(埼玉県長瀨町)に入り実名氏邦を名乗り、印文「翁邦挹福」の朱印状を発給して領支配を開始。天正三年(一五七五)頃か

ら受領名安房守を用いる。同七年の越相同盟破綻後、北条氏の上野国進出の中心的役割を担い、同十年箕輪城(群馬県高崎市)を拠点に上野国の北条領国化をすすめ、同十五年九月には家臣の猪俣邦憲を箕輪城に、齋藤定盛を大戸城(同東吾妻町)に配置して支配を展開(『戦国人名辞典』吉川弘文館)。

《解説》

北条領国となっていた北谷(三波川谷)は、一時北条氏邦の家老で箕輪城代だった猪俣邦憲の「知行分」となっていました。天正十七年には再び箕輪城付直轄領に戻ったことがこの史料からわかります。この史料には、次のような北条氏邦から北谷への指示が記されています。

①北谷の当年貢銭は、黄金と綿両方を用意し御蔵に納めなさい
②黄金が直ちに用意できない場合、来る十月を期限に用意しなさい
これらから次のことがうかがえます。

- ・北条氏は、北谷を郷として把握し郷請をめざしている
- ・北条氏は、北谷から黄金・綿を調達できると想定している
(産出しなくとも、流通で周辺より獲得できる能力がある)
- ・飯塚和泉守は北谷における年貢徴収という公務を北条氏から任せられている

このように飯塚氏は、北条氏による北谷郷支配に積極的に協力することで、郷中全体へと政治的・経済的な力を拡大していったと考えられます。北谷衆中の単なる一員から、北谷を代表する地侍へと成長していったのでした。